壬生町下水道事業告示第２号

令和５年３月２２日

壬生町長　小　菅　一　弥

壬生町雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、健全な水循環系の再生、水資源の有効利用及び総合的な治水対策の一環として、雨水の流出の抑制及び雨水の有効利用の促進のため、雨水貯留施設及び雨水浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）を設置する者に対し、壬生町雨水貯留浸透施設設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

　(1) 雨水貯留施設　雨どい等に接続し、建築物の屋根からの雨水を貯留するための施設であって、雨水貯留槽及びその付帯設備をいう。

　(2) 雨水浸透施設　敷地の雨水を地中に浸透させるための構造及び機能を有する雨水浸透ます等をいう。

　(3) 補助対象区域　壬生町全域をいう。

　（雨水貯留浸透施設の構造等）

第３条　雨水貯留浸透施設の構造や設置工事は、別に定める壬生町雨水貯留浸透施設設置

基準（以下「基準」という。）によらなければならない。

（補助金の交付対象者）

第４条　補助金の交付対象者は、補助対象区域内において、住宅等の建築物を所有する者　（住宅等を建築予定であって、建築物を所有することが確実であると認められる者を含　み、展示又は販売のために建築物を所有する者を除く。）又は占有する者（所有する者　の同意を得た者に限る。）であって、当該建築物の敷地内に前条に規定する基準に適合　する雨水貯留浸透施設を設置する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。

　(1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体

　(2) 町税、公共下水道事業受益者負担金、公共下水道事業受益者分担金、下水道使用料、農業集落排水事業受益者分担金、農業集落排水処理施設使用料又は水道料金を滞納している者

(3) 既に補助金の交付を受けた雨水貯留浸透施設を改造又は修理する者

(4) 壬生町暴力団排除条例（平成２５年壬生町条例第１号）第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第６条に規定する密接関係者

(5) この要綱に基づく補助金の交付を既に受けている者

(6) 前各号に掲げるもののほか、下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が不適当と認めた者

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、雨水貯留浸透施設の設置に要した経費（消費税及び地方消費税を含む）の２分の１の額（１，０００円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表の施設区分欄に掲げる区分により限度額欄に定める額を限度とする。

２　補助の対象となる雨水貯留浸透施設の設置数の上限は、次のとおりとする。

(1) 雨水貯留施設　１敷地内に１基

(2) 雨水浸透施設　１敷地内に４基

３　補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、雨水貯留浸透施設に係る工事等の着手前に補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

(1) 設置場所の位置図及び平面図

(2) 設置予定場所の写真

(3) 設置の内容を確認することができる次の区分に応じ、当該区分に掲げる書類

ア　雨水貯留施設　見積書及び製品図

イ　雨水浸透施設　工事の見積書及び施設構造図

(4) 雨水貯留浸透施設の設置を行う場所が、補助金の交付対象者所有の土地でない場合は、当該土地所有者の承諾書

(5) その他管理者が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象者自ら施工し、設置した雨水貯留施設の材料費について、補助金を申請しようとする際は、その製品購入後、１年以内に、補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第２号）に次に掲げる書類を添付し、管理者に申請できるものとする。なお、この交付申請書は、第９条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

(1) 設置場所の位置図及び配置図

(2) 雨水貯留施設の設置後の写真

(3) 領収書の写し及び使用製品等のカタログ又は製品図

(4) 雨水貯留施設の設置を行う場所が、補助金の交付対象者所有の土地でない場合は、当該土地所有者の承諾書

(5) その他管理者が必要と認める書類

（交付の決定及び通知書類）

第７条　管理者は、前条の補助金交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

２　管理者は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知　書（様式第３号）により、補助金を交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通　知書（様式第４号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

　（変更承認申請書）

第８条　前条第２項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金の申請内容を変更する場合又は雨水貯留浸透施設の設置を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助金変更等申請書（様式第５号）を管理者に提出し、その承認を受けるものとする。

２　管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは、補助金変更等承認通知書（様式第６号）により補助対象者に通知するものとする。

　（実績報告書）

第９条　補助対象者は、補助金に係る事業完了後３０日以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第７号）に次の書類を添付して管理者に提出するものとする。ただし、第６条第２項による交付申請は、交付申請書をもって、実績報告書を兼ねるものとする。

　(1) 完了後の写真、雨水浸透施設を設置した場合は、工事着手から完了までの写真

　(2) 設置に要した経費に係る領収書の写し

　(3) 建築物の配置図等に雨水貯留浸透施設の設置箇所を示した図面

　(4) その他管理者が必要と認める書類

　（交付額の確定）

第１０条　管理者は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び現地調査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第８号）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

　（補助金の請求等）

第１１号　前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者（以下「設置者」という。）は、補助金交付請求書（様式第９号）により、管理者に補助金の請求をするものとする。

２　管理者は、前項の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

　（補助金交付の取消し）

第１２条　管理者は、設置者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 補助金を偽りその他不正の手段により受けたとき。

　(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

　(3) 補助金の交付条件に違反したとき。

　（補助金の返還）

第１３条　管理者は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

　（維持管理）

第１４条　設置者は、定期的な点検・清掃を行うなど、雨水貯留浸透施設の機能維持のため、適切な維持管理に努めなければならない。また、雨水貯留浸透施設の所有者が変更となる場合は、このことについて引き継がなければならない。

２　雨水貯留浸透施設に損傷等が生じたとき、又は雨水貯留浸透施設の異常からその他のものに損害、事故等が生じたときは、町はその責を負わない。

　（財産処分の制限）

第１５条　設置者が補助金を交付された施設を廃止するにあたっては、当該施設の設置後７年を経過しなければならない。７年を経過する前に補助金を交付された施設を廃止する場合は、管理者の承認を受けなければならない。

２　前項に規定する期間が経過する前に補助金を交付された施設を廃止した場合、設置者は、補助金を返還しなければならない。

３　前項の規定により返還する補助金の額は、次の式により計算した額とする。

　返還額＝補助額×（７－経過年数）÷７

　（この式において、経過年数は１年に満たない期間を切捨てとし、返還額は１，０００円未満の額を切上げとする。なお、経過年数（使用期間）は、設置者が明らかにしなければならず、明らかにできない場合は、経過年数を０として計算する。）

　（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

　別表（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 補助限度 |
| 雨水貯留施設 | １基につき　４０，０００円 |
| 雨水浸透施設 | １基につき　６０，０００円 |